

港湾法（昭和25年法律第218号）第56条の4第4項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成19年2月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 保管した物件の名称又は種類、形状及び数量

モーターボート 1隻

漁船 1隻

2 保管した物件の放置されていた場所及び当該物件を撤去した日時

(1) 放置されていた場所 丸亀港富士見町物揚場地先（丸亀港富士見町物揚場に引き上げている。）

(2) 撤去した日時 平成19年1月17日14時00分

3 物件の保管を始めた日時及び保管の場所

(1) 保管を始めた日時 平成19年1月17日14時00分

(2) 保管の場所 丸亀港富士見町物揚場（現地保管）

4 返還を受ける方法等

当該物件の所有者等が香川県中讃土木事務所に申し出ること。なお、物件の撤去、保管その他の措置に要した費用は所有者等の負担となる。

また、港湾法第56条の4第9項の規定により、当該物件を平成19年7月17日までに返還することができないときは、当該物件の所有権は港湾管理者に帰属する。

5 本件に関する問合せ先

香川県中讃土木事務所 管理課 電話番号 0877-46-7469